

各 位

大和アセットマネジメント株式会社

iFreeETF 日経平均ダブルインバース・インデックス 受益権の併合および重大な約款変更（確定）のお知らせ

当社は、「iFreeETF 日経平均ダブルインバース・インデックス」につきまして、2026 年 6 月 3 日に受益権の併合および重大な約款変更を行なう旨をお知らせしておりましたとおり、本日 2026 年 8 月 20 日に法令の定めに従い書面決議の手続きを行ないました。

書面決議の手続きの結果、賛成する受益者（賛成とみなされた受益者の方を含みます。以下同じ。）の保有受益権の合計口数が、2026 年 6 月 15 日現在の受益権の総口数の 3 分の 2 以上となったため、下記のとおり、2026 年 10 月 3 日付で約款変更を実施し、2026 年 10 月 21 日を基準日として受益権の併合を行ないます。

また、受益権の併合により受益権総口数が減少することに伴い、2026 年 10 月 22 日付で所要の約款変更を行ないます。

記

1. 銘柄名（銘柄コード）

iFreeETF 日経平均ダブルインバース・インデックス（銘柄コード：1366）
（以下「当 ETF」といいます。）

2. 日程

- ・買取請求期間開始日 : 2026 年 8 月 28 日（金）
- ・買取請求期間終了日 : 2026 年 9 月 16 日（水）
- ・約款変更実施日 : 2026 年 10 月 3 日（土）
（「株式等振替制度に係る業務処理要領」
に基づく規定の追加）
- ・併合基準日 : 2026 年 10 月 21 日（水）
- ・併合効力発生日 : 2026 年 10 月 22 日（木）
- ・約款変更実施日 : 2026 年 10 月 22 日（木）
（当初元本の明確化、受益権の設定および
一部解約にかかる申込単位の変更、信託契
約の解約の事由の変更）

3. 受益権の併合

① 併合の方法

2026年10月21日の最終受益者名簿に記載された受益者の有する受益権につき、100:1の比率で併合します（当該併合により、100口の受益権が1口となります。）。

※ 基準価額の表示単位（10口）および東京証券取引所における売買単位（1口）については変更ありません。

② 併合の理由

当 ETF は 2015 年 1 月に設定されましたが、基準価額は設定来下落傾向にあり、当初設定日の基準価額は 99,966 円（10 口当たり）であったのに対し、2026 年 4 月 30 日時点では 951 円（10 口当たり）と

なっております。当 ETF の基準価額の低下は、対象指数に連動する精度の相対的な低下を招きやすく、また取引所価格も下落（2026 年 4 月 30 日時点の取引所価格の終値は 96 円）していることから、当該価格の 1 円の変化が与える影響の拡大も懸念される状況となっております。従いまして、商品性を適切に維持するため、受益権の併合を行ないます。

③ 併合の影響

受益権の併合により、受益権総口数は 100 分の 1 に減少しますが、1 口当たりの純資産総額は 100 倍となり、市況動向などの要因を除けば、理論的には当 ETF の資産価値が変動するものではありません。

＜併合により減少する口数と保有純資産総額（例）＞

	併合前	併合後
基準価額	100 円	10,000 円
保有口数	10,000 口	100 口
保有純資産総額	1,000,000 円	1,000,000 円

(1) 受益権の併合後に 1 口に満たない端数が生じる場合の取り扱い

受益権の併合に伴い生じる 1 口に満たない端数部分については、一括して売却し、その売買代金（端数処理代金）を、端数が生じた受益者の方に対して端数部分の持分に応じてお返しいたします。

(2) 保有口数による取り扱い

イ. 併合基準日における保有口数が 100 口に満たない受益者の方
全保有口数分の端数処理代金をお返しいたします。

ロ. 併合基準日における保有口数が 100 口以上の受益者の方

併合効力発生日（2026 年 10 月 22 日）をもって、100 口の受益権が 1 口となります。

100 口を整数倍した部分以外の口数（100 口に満たない端数部分）につきましては、当該端数部分の持分に相当する端数処理代金をお返しいたします。

保有受益権口数		1 口～99 口	100 口以上
2026 年 10 月 22 日以降の保有受益権		なし	2026 年 10 月 21 日時点の受益権について、100 口の整数倍部分を受益権として保有
端数受益権 （100 口に満たない部分の処理）		現金化して返金	同左
例	2026 年 10 月 21 日時点の保有受益権口数	99 口	550 口
	2026 年 10 月 22 日以降の保有受益権口数	0 口	5 口
	現金化対象口数 （2026 年 10 月 21 日時点）	99 口 （100 口に満たないため、保有口数のすべてが現金化の対象となります。）	50 口 （2026 年 10 月 21 日時点の保有口数から 100 口の整数倍部分を引いた口数が現金化の対象となります。）

④ 受益権の設定および一部解約の受付停止

受益権の併合に向けた対応実務等のため、以下のとおり申込みの受け付けを停止します。

2026 年 10 月 20 日 設定、一部解約ともに受付停止

2026 年 10 月 21 日 設定、一部解約ともに受付停止

※東京証券取引所を通じた当 ETF の売買を停止するものではありません。

※東京証券取引所における売買については、2026 年 10 月 20 日より、受益権併合を反映した価格でお取引いただくことになります。お取引の際は十分ご注意ください。

[東京証券取引所における売買の日程]

併合前の口数・価格でのお取引	2026年10月19日まで
併合後の口数・価格でのお取引	2026年10月20日以降

※2026年10月20日以降は、併合前の口数で100口未満の受益権については売却することができなくなります。ご注意ください。

4. 約款変更の内容および理由

(1) 受益権の併合にあたり、受益権を併合できる旨の規定を追加するとともに、証券保管振替機構が定める「株式等振替制度に係る業務処理要領」に基づいて受益権を併合する場合の規定を追加します。

(2) 受益権の併合に伴い、当初元本が変更されるため、当初元本を明確化する変更を行いません。

(3) 受益権の併合に伴い、受益権口数が減少するため、受益権の設定および一部解約にかかる申込単位を、「1万口以上10口単位」から「100口以上10口単位」に変更します。

(4) 受益権の併合に伴い、受益権口数が減少するため、信託契約の解約（繰上償還）の事由に定める口数を変更します。また、繰上償還できるとする受益権口数を10万口（1口当たりの当初設定元本1万円で換算して10億円）未満と定めていましたが、基準価額の大幅な下落により10万口（受益権併合前）に相当する金額が当初設定時の想定と大きく乖離した状況となっているため、繰上償還できる条件として、純資産総額が10億円未満となった場合を追加します。（下線部を変更）

変更前：イ. 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が 10 万口を下ることとなった場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ロ. 委託者は、受益権の口数が 20 営業日連続して 5 万口を下ることとなった場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

変更後：イ. 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が 1,000 口を下ることとなった場合または信託財産の純資産総額が 10 億円を下ることとなった場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ロ. 委託者は、受益権の口数が 20 営業日連続して 500 口を下ることとなった場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

5. 書面決議に反対された受益者の買取請求

上記の約款変更反対された受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第18条に基づいて、2026年8月28日から同年9月16日までの間に、当ETFの受託会社に対して、2026年6月15日時点で保有する受益権について、当該信託財産をもって買取を当社所定の手続きに基づいて請求することができます。

なお、約款変更反対された受益者の方が必ず買取請求をしなければならないわけではありません。

6. 信託約款の新旧対照表

(2026 年 10 月 3 日変更)

変 更 後	現 行
(当初の受益者) 第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第13条に定める取得申込を受付けた指定販売会社が、当該取得申込の受付によって生じる金銭の支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の信託契約締結当初または追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。 (受益権の分割、再分割および併合) 第 8 条 (略) ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割<u>または併合すること</u>ができるものとします。 ③ 委託者は、<u>前項の規定により受益権の再分割または併合を行なう場合には、振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）の規定に従い、次の各号のとおり行ないます。</u> 1. <u>受益権の再分割または併合にかかる増加比率または減少比率の乗算対象は、受益者ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行なわれている場合には特別受益者ごとの口数とします。</u> 2. <u>受益権の再分割または併合に際し1口に満たない端数が生じる場合、そのすべての端数を受益者ごとに合算し、その合算により生じる整数部分を当該受益者の口数に記録します。</u> 3. <u>前号により合算しても残る各受益者の端数部分については、他の受益者の同様の端数部分と合算のうえ、その合算により生じる整数部分を、委託者が振替機関に届け出た口座に口数として記録し、小数として残る部分については切り捨てます。</u> 4. <u>前号の委託者が振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分のうえ、前号に規定する各受益者の端数部分に応じて分配します。</u>	(当初の受益者) 第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第13条に定める取得申込を受付けた指定販売会社が、当該取得申込の受付によって生じる金銭の支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の信託契約締結当初または追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。 (受益権の分割および再分割) 第 8 条 (略) ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。 (新 設)

変 更 後	現 行
<u>5. 委託者は、受益権の取得申込の受付および一部解約請求の受付について制限を行なう場合があります。</u> (受益権の帰属と受益証券の不発行) 第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。 ② （略） ③ 委託者は、第8条第1項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。 (名義登録と収益分配金、<u>端数処理代金</u>、償還金および一部解約金の支払い) 第43条 （略） ②～⑤ （略） ⑥ <u>第8条第3項第4号の規定により分配される金銭（以下「端数処理代金」といいます。）は、原則として、受益権の再分割または併合の効力発生日から起算して3カ月以内の委託者の指定する日から、同号に規定する端数部分を有する受益者に対して、受託者等から支払います。</u> ⑦ （略） ⑧ （略） ⑨ （略） (収益分配金、<u>端数処理代金</u>、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責) 第44条 受託者は、収益分配金について支払開始日から5年経過した後に未払残高があるとき、<u>ならびに端数処理代金および信託終了による償還金について支払開始日からそれぞれ10年経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。</u> ② 受託者は、一部解約金については、前条第8項に規定する支払日までその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。 ③ 受託者は、前各項の規定により収益分配金、	(受益権の帰属と受益証券の不発行) 第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（<u>社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。</u>）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。 ② （略） ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。 (名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第43条 （略） ②～⑤ （略） <u>（新 設）</u> ⑥ （略） ⑦ （略） ⑧ （略） (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責) 第44条 受託者は、収益分配金について支払開始日から5年経過した後に未払残高があるとき、および信託終了による償還金について支払開始日から10年経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。 ② 受託者は、一部解約金については、前条第7項に規定する支払日までその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。 ③ 受託者は、前各項の規定により収益分配金、

変 更 後	現 行
<u>端数処理代金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</u> (収益分配金、<u>端数処理代金</u>および償還金の時効) 第45条 受益者が、収益分配金については第43条第5項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、<u>ならびに端数処理代金および信託終了による償還金については第43条第6項および第7項に規定する支払開始日からそれぞれ10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</u> (質権口記載または記録の受益権の取扱い) 第50条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、<u>端数処理代金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。</u>	償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。 (収益分配金および償還金の時効) 第45条 受益者が、収益分配金については第43条第5項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第43条第6項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。 (質権口記載または記録の受益権の取扱い) 第50条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(2026 年 10 月 22 日変更)

変 更 後	現 行
(受益権の分割、再分割および併合) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。<u>なお、2026年10月21日現在の受益権を100対1の割合で併合しており、1口当たりの当初元本額は1,000,000円です。</u> ②～③ (略) (受益権の申込単位および価額) 第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)(以下総称して「指定販売会社」といいます。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>100口以上10口単位をもって当該取得の申込に応じることができます。</u> ②～⑧ (略) (信託契約の一部解約) 第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>100口以上10口単位をもって一部解約請求をすることができます。</u>	(受益権の分割、再分割および併合) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ②～③ (略) (受益権の申込単位および価額) 第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)(以下総称して「指定販売会社」といいます。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>1万口以上10口単位をもって当該取得の申込に応じることができます。</u> ②～⑧ (略) (信託契約の一部解約) 第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>1万口以上10口単位をもって一部解約請求をすることができます。</u>

変 更 後	現 行
②～⑨ （略） （信託契約の解約） 第51条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が<u>1,000口</u>を下ることとなった場合もしくは信託財産の純資産総額が10億円を下ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ② 委託者は、受益権の口数が20営業日連続して<u>500口</u>を下ることとなった場合、第6条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合または対象指数が廃止された場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託者は、その廃止された日に、信託を終了するための手続を開始するものとします。 ③～⑥ （略）	②～⑨ （略） （信託契約の解約） 第51条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が<u>10万口</u>を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ② 委託者は、受益権の口数が20営業日連続して<u>5万口</u>を下ることとなった場合、第6条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合または対象指数が廃止された場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託者は、その廃止された日に、信託を終了するための手続を開始するものとします。 ③～⑥ （略）

以上